



郡山地方広域消防組合から 危険物からの事故防止

ガソリン・灯油・軽油などから発生する可燃性蒸気は、静電気の火花などからでも引火し、ひとたび取り扱いを誤ると生命や財産を一瞬で奪ってしまうおそれがあります。

取り扱いには十分注意し、周囲での火気の使用は絶対にやめましょう。

【危険物安全週間】

6月8日⑧から6月14日⑨まで
「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」

☎消防本部予防課 ☎024-923-1850

☎町民生活課 ☎72-6933

お知らせ

行政相談

苦情・要望はまず相談

行政相談は、町民の皆さんの相談相手として行政サービス(国や県および市町村などの仕事)に関する苦情や要望、行政の仕組みなどの相談を受け付け、その問題解決のために助言などのお手伝いを行うものです。

【行政相談所】

◇日時：6月27日⑤午前10時から午後3時まで

◇場所：第3会議室(母子

健康センター内)

も無料で相談に応じ、行政相談員の自宅でも受け付け

ができますので、お気軽にご相談ください。

また行政相談所を次のとおり開設しますので、ぜひこの機会にご利用ください。

森林の土地所有者となった方は届け出が必要です！

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届け出が義務付けられました。

◇届出対象者：個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。

◇届出期間：土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届け出をしてください。

☎農林振興課
72-16935

☎農林振興課
72-16935

☎農林振興課
72-16935

健康センター内)

◇町の行政相談員：過足義夫氏(浮金宇東50番

地 ☎73-2515)

中小企業・小規模事業の経営者の皆さんへ

①事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要となること

②多額の個人保証を行っていても、経営に行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に、手元に一定の生活費などが残ることや「華美でない」自宅に住み続けられること

③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されることなどを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下策定されました。詳しくはご相談ください。

☎中小企業基盤整備機構東北本部
022-1716-1751

☎中小企業基盤整備機構東北本部
022-1716-1751

☎中小企業基盤整備機構東北本部
022-1716-1751

事業主の皆さんへ

労働保険年度更新のお知らせ

平成26年度の労働保険の年度更新の申告期限は7月10日⑩です。期限までに最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局で手続きされますようお願いいたします。

労働保険の年度更新は電子申請を、労働保険料などの納付は口座振替をご利用ください。

☎福島労働局総務部労働保険徴収室
024-536-4607

町税等納期

6/30(月) 町県民税(1期)